

入 札 説 明 書

令和 6 年 6 月 7 日
狭 山 市 教 育 委 員 会
生涯学習部教育施設管理課

- | | |
|---------------------------|---|
| 1. 工 事 名 称 | 狭山市立柏原中学校校舎外壁等改修工事 |
| 2. 工 事 場 所 | 狭山市柏原 2 5 2 0 番地 1 1 |
| 3. 工 期 | 契約日から令和 7 年 3 月 2 1 日まで |
| 4. 工 事 概 要 | 中学校校舎（鉄筋コンクリート造 4 階建て）の改修工事
・外壁改修
・屋上防水改修
・給排水設備改修 ほか |
| 5. 見積用設計図書 | 設 計 図 表紙共 6 8 枚
参考数量書 表紙共 4 8 枚 |
| 6. 設 計 に 関 す る
質 問 回 答 | 質問方法 質問がある場合は、電子入札システムにより提出する
受付日時 令和 6 年 6 月 1 9 日 1 0 時まで
回答方法 質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載
回答日時 令和 6 年 6 月 2 4 日 1 0 時から |
| 7. 工 事 場 所 の
管 理 運 営 | ・工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期すこと。
・工事の実施に際しては、市担当者と十分連絡調整を図り実施すること。
・工事用給排水電力等は受注者の責によること。
・搬入路及び周辺道路においては、関係部所と十分協議し、誘導員を適切に配置するなど、十分な安全対策を講じること。
・生徒の通学路と搬入路が重複するため、登下校の時間帯の搬出入を避ける等、特に安全に配慮して工事を行うこと。
・道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行うこと。
・騒音、断水、停電等によって学校運営に支障がないよう十分に学校との調整を図ること。 |

8. そ の 他

- ・ 工事工程については、学校運営に配慮した計画とすること。
- ・ 工事用駐車場が不足する場合には学校敷地外に受注者にて確保すること。